

# 令和 2 年度 第 3 回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 6 月 1 9 日

場所 十和田市役所本館 4 階大会議室

令和2年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和2年6月19日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和2年6月19日(金) 午後2時27分

4. 出席農業委員(16名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(2名)

7番	野崎さち子君	12番	豊川洋人君
----	--------	-----	-------

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

- 報告第15号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第16号 農用地利用配分計画の認可について  
議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第15号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について  
議案第16号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第17号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について  
議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第19号 令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画について

#### 8. 議事録署名委員

4番 小笠原 和 男 君                      16番 中 野                      均 君

#### 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原      満	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主 査	鳥屋部 幸 子	事務局 主 査	中野渡 礼 央
事務局 主 査	椛 木 信 人	事務局 主 査	吉 田 武 範

#### 10. 書                      記

事務局 主 査      鳥屋部 幸 子

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、7番 野崎 さち子 委員、12番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年6月5日に告示招集いたしました、令和2年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。4番 小笠原和男 委員、16番 中野 均 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、鳥屋部 幸子 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第13号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが2件で、今後の意向はどちらも賃借予定です。あっせんの希望はありません。3ページです。中間管理事業によるものが2件で、今後の意向はどちらも受け手を変えて賃借予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）4ページをお願いいたします。報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから6ページです。今回は2件で、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望は28番です。取得後の内容は、どちらも自ら耕作となっています。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）7ページをお願いいたします。報告第15号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。8ページです。今回の照会は5件8筆で、現地調査は6月5日に実施し、法務局への回答は6月9日に行っております。8番は、国道4号線沿いの有限会社みちのく自動車から北に約350メートル先です。①から③は長期間耕作されておらず雑木等が繁茂し、農地への復元は困難と思われることから非農地と回答。9番は、西小学校から南西に約250メートル先です。平成30年4月総会において、十和田市からの照会に非農地と回答済みであり課税台帳及び農地台帳ともに現況は宅地で、現地確認でも宅地の状態であることから非農地と回答。10番は、DCMホームック十和田店から南西に約100メートル先です。20年以上、庭、車庫、進入路の状態にあることから非農地と回答。11番は、一本木沢温泉から南に約200メートル先です。平成7年建築の事務所及び倉庫が建っており、20年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。12番は、第二白菊保育園の東側です。20年以上、車庫、庭、駐車場の状態にあることから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）9ページをお願いいたします。報告第16号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和2年5月27日です。10ページから12ページです。賃借権の合計は7件23筆、80,901平方メートルです。7件すべてが新規です。期間は、13番が3年、14番、15番、19番が5年、16番、17番が8年、18番が7年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は、北上班長、外山委員、小笠原委員の3名です。6月5日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、14ページから15ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計7件、このうち所有権移転4件、賃借権設定2件、使用貸借による権利の設定1件です。まず、所有権移転ですが、14ページの申請番号20番から22番までは、すべて相手方要望による売買です。申請番号23番は、親から子へ贈与するものです。15ページからは賃借権及び使用貸借による権利の設定で、申請番号20番から21番までは、労力不足により賃貸借を行います。申請番号

22番は、相手方要望により解除条件付き使用貸借による権利の設定を行います。これは、借人が、農地所有適格法人ではないため、解除付きでの使用貸借による権利の設定となります。なお、申請番号22番は法人の新規就農として、かぼちゃ及びブロッコリーを作付けする計画となっており、営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の申請番号20番から23番まで、賃貸借及び使用貸借による権利の設定の申請番号20番から22番までは、農地法第3条第2項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、現地調査と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。以上報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第14号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いいたします。議案第15号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。十和田税務署より別紙土地の利用状況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答することの承認を求める件です。17ページです。相続税は、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されることとなっており、この案件は、当該対象者が平成12年8月に相続を開始してから20年経過することから、相続税の納税猶予を受けていた特例農地について、その利用状況を税務署に回答するものです。1番から3番の場所は、十和田中学校から東へ約100メートル先で、確認時点では水稻が作付けされている。4番、5番の場所は、相坂上講会堂から東へ約50メートル先で、確認時点では農作物の作付けはなかったが、耕起されている。全ての土地について、農地として適切に管理されてい

ることから、特例農地に該当するものと考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これにより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第15号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時15分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）18ページをお願いいたします。議案第16号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。19ページから20ページです。賃借権の合計は、3件18筆56,696平方メートルです。全て新規です。出し手から機構へ及び機構から受け手への期間は、17番、19番が10年、18番が2年です。協力金の対象は、ありません。21ページです。使用貸借の合計は、1件5筆16,325平方メートルで新規です。出し手から機構へ及び機構から受け手への期間は、10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。



(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第16号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時17分

( \_\_\_\_\_ 委員 着席 )

再開 午後2時17分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いいたします。議案第17号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。23ページです。平成11年に自己住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が、自己住宅建築として事業計画の変更するものです。この案件は、5条申請も出されております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第17号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いします。議案第18号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、25ページから26ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、6件です。申請番号10番の転用事由は、保育園の建築です。譲受人は、友愛保育園を運営しており、その保育園を申請地に新築するものです。現在の保育園は、取り壊し園庭にする予定です。場所は、友愛保育園から西へ約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号11番の転用事由は、自己住宅の建築です。譲受人は、子供の小学校入学を機に、配偶者の実家がある十和田市へ住宅を建築するものです。場所は、小さな森保育園から東へ約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号12番の転用事由は、自己住宅の建築です。譲受人は、現在アパートに居住しており、住宅を新築して借家住まいの解消を図るものです。場所は、サンワ十和田店から南西へ約150メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号13番の転用事由は、就労継続支援施設の建築です。譲受人は、母親から農地を使用貸借し、障害者の就労等の施設及び事務所の建築を計画しています。場所は、サンワ十和田店から南西へ約150メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号14番の転用事由は、事務所の建築です。譲受人は、現在の賃貸事務所が手狭となったため、事務所を移転・新築するものです。場所は、スーパーセンタートライアル十和田店から東へ約200メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に歯科医院が2箇所あるため、第3種農地に該当します。申請番号15番の転用事由は、自己住宅の建築です。譲受人は、父親から農地を取得し、住宅を新築するものです。場所は、藤坂小学校から北へ約350メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に藤坂小学校と内科医院があるため、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、

すべての申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦勞様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第18号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）27ページをお願いいたします。議案第19号、令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画について農林水産省経営局農地政策課長通知（平成28年3月4日付27経営第2933号）に基づき、別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について承認を求める件です。これは、5月の農業委員協議会で、お示ししたものを、ご意見・ご要望を取りまとめたうえで、本日の総会に提案するものです。28ページから35ページです。令和元年度の活動の点検・評価です。変更はございませんので、いただいた意見・ご要望を踏まえ、追加した部分のみをご説明いたします。35ページです。ローマ数字のⅦ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、四角に囲まれた部分にまとめました。おおむね達成されている、実施できている、及び適切に処理されているとの意見があり、対処内容には「引き続き適正な活動・執行に努める」旨の記載をいたしました。36ページから38ページです。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですが、こちらは変更はございません。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認

することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第19号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時27分 —————